

国民健康保険税の賦課等に係る所得の入力誤りについて

令和2年度国民健康保険税の課税に当たり、システムへの所得入力に誤りがあり、一部の国民健康保険被保険者の課税額に誤りがあることが判明しました。

本件につきまして、被保険者の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 事案判明の経過・原因

国民健康保険制度には、病院や社会福祉施設等へ入所するために、他の市町村へ転出した被保険者を、引き続き転出前の市町村の被保険者とみなす「住所地特例制度」(※裏面参照)があります。

住所地特例制度が適用されている被保険者につきましては、転出により前年所得が把握できないことから、当該年の1月1日時点で住民登録があった市町村へ所得照会をした上で税額計算を行います。前年所得が把握できるまでは所得不明としなければならないところを、所得照会をせず所得なしと入力を行ったため、税額計算及び高額療養費に係る負担区分の判定において誤った結果が生じていたことが、令和3年度の課税準備を進める中で判明したものです。

なお、令和元年度以前の課税は適正に行っています。

2 対象件数

対象被保険者 88人

税額が増額となる被保険者	税額が変わらない被保険者
25人	63人
総額 1,904,000円	
うち、高額療養費の返還を求める被保険者 3人 総額 51,384円	うち、高額療養費の返還を求める被保険者 1人 60,360円

3 今後の対応

税額が増額及び高額療養費の返還を求める被保険者に対しましては、個別に連絡等を行っており、改めて、おわびの文書とともに納税通知書及び納付書を送付し、納付のお願いをします。

4 再発防止策

所得照会が行われているかの確認が漏れていたことから、確実に実施されていることを確認するチェック項目を業務マニュアルに追加し、入力処理に対する確認を複数人で行うなど、再発防止に取り組んでまいります。

問合せ先
国保年金課
直通電話 042 (769) 8296
対応責任者 笠原・内山

(参考)

※住所地特例制度

国民健康保険法第116条の2及び附則第5条の2の規定による、病院、介護保険施設や老人ホーム、社会福祉施設等へ入居等をしたことにより、他の市町村へ住所を変更した被保険者を変更前の市町村の被保険者として認める制度